

山梨県放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県放課後子供教室推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、放課後等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、平成21年3月31日20文科生第8117号、文部科学大臣裁定「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第25条の規定に基づき定められた、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」の「2. 事業の内容」に規定する教育支援活動等（放課後子供教室）を市町村が実施するために必要な経費のうち、交付要綱第4条別記に定めるところにより、教育長が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額に、3分の2を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号とする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、変更承認申請書（第4号様式）により教育長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）により教育長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（第1号様式）を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 前条（1）に規定する軽微な変更は、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものをいう。

(財産処分の制限)

第7条 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、教育長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、教育長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、又は担保に供してはならない。

2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第6号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(交付申請)

第8条 市町村長は、交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに教育長に提出するものとする。

(交付の決定)

第9条 教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付の申請をした者に、補助金交付決定通知書（第3号様式）を送付するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 教育長は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。
なお、この場合は、概算払い請求書（第7号様式）の提出を受けるものとする。

(実績報告)

第11条 この補助金の実績報告は、事業が終了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第8号様式）に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 教育長は、前条の規定による実績報告の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知（第 9 号様式）を送付するものとする。

別表

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
山梨県放課後子供教室推進事業	山梨県放課後子供教室推進事業費	1 放課後子供教室運営費 1 教室当たりの基本額を2, 037千円とし、市町村ごとの上限額を2, 037千円×市町村実施教室数とする。 2 運営委員会経費 上限を776千円とする。 3 コーディネーター経費 実施校区においては、上限を937千円とし、市町村ごとの上限額を937千円×配置人数とする。 未実施校区においては、上限を234千円とし、市町村ごとの上限額を234千円×配置人数とする。 4 放課後子供教室備品整備費 1 教室当たりの上限額を次の号に定める額とし、市町村ごとの上限額を当該定める額×市町村実施教室数とする。 (1) 開設初年度の教室に必要な設備を整備する場合（既存施設の改修を伴わないものに限る。）は210千円 (2) (1)のうち、放課後児童クラブとの「連携型」で実施する場合は450千円（ただし、「校内交流型」の場合は500千円） (3) 既に実施されている教室が新たに放課後児童クラブとの「連携型」で実施する初年度の場合は210千円（ただし、「校内交流型」の場合は250千円）	放課後子供教室の運営、実施のための備品の整備に必要な経費（当該自治体で認める会議費以外の飲食物費、備品整備費のうち施設整備費に該当するものを除く。）	2 / 3

(附 則)

- この要綱は平成26年8月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 山梨県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱は廃止する。

(附 則)

- この要綱は、令和2年3月12日から施行し、令和2年3月2日から適用する。
- この要綱の適用前に補助金の交付決定が行われた事業について、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

(附 則)

- この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- この要綱の適用前に補助金の交付決定が行われた事業について、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。